

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金  
よくあるご質問

Q 1 誰が協力金を受け取れますか。

A 1

旅館業法の許可を受けている宿泊施設が、4月25日（土）から5月6日（祝・水）の間に入っている宿泊予約者に対し、予約の延期を依頼するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に協力いただいた場合に支払われます。

Q 2 申請はいつから、どのように行えばよいですか。（4月27日修正）

A 2

4月27日（月）9時に、申請手続き方法を県ホームページに公開しました。詳細は以下のリンクからご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KANKO/HP/m0145700056.htm>

Q 3 すでに休業している事業者は対象となりますか。

A 3

すでに休業している事業者にあっても、対象期間である4月25日（土）から5月6日（祝・水）に予約があったことが分かる場合には交付の対象となります。

Q 4 ゴールデンウィーク期間中の予約だけが対象ですか。

A 4

全国からの観光客が県内に集まることによる感染拡大を緊急で防止する必要があることから、ゴールデンウィーク期間を含む4月25日（土）から5月6日（祝・水）までの予約を対象としています。

Q 5 民泊やキャンプ場も対象になりますか。

A 5

いわゆる民泊施設についても、旅館業法の許可が必要とされている農家民

宿については対象となりますが、住宅宿泊事業法に基づく宿泊施設等については対象なりません。

旅館業法の許可を受けているキャンプ場については対象となります。

Q 6 この協力金を受け取る宿泊施設は、「三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金」を受け取ることができますか。

A 6

宴会場など「集会の用」に供する施設のある宿泊施設については、休業要請に全面協力いただける場合は、「三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金」の対象となっています。

「三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金」の詳細については下記窓口までお問い合わせください。

○新型コロナウイルス感染症拡大阻止にかかる休業要請相談窓口

電話番号：059-224-2335

受付時間：9時から17時（土曜日、日曜日、祝日を含む）

Q 7 事業者が受け取れる金額はいくらですか。

A 7

本件要請に協力いただける施設に対して、予約の数に応じて、1人泊当たり6,000円、1施設当たり12万円を上限に支給することを予定しています。

できるだけ多くの施設にご協力いただけるように、1施設当たりの上限を設けております。

※一つの事業者が複数の宿泊施設を有している場合には、それぞれの宿泊施設ごとに12万円までの支給を受けることができます。